

種別	都の認定基準	国の要件	見直しに向けた主な論点
養育家庭	<p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。</p> <p>(2) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。</p>	<p>なし</p> <p>(参考)</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(国)</p> <p>児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、一人につき4.95㎡(約3畳)以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、一人につき3.3㎡(約2畳)以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要件をより厳しくするか。 ●「家族構成に応じた適切な広さ」について、施設の最低基準を参考として要件化するか。 (例) 2室10畳(約16.5㎡)以上であり、かつ、居住者(委託児童含む)一人当たりの居室面積が3畳(約3.3㎡)以上あること。 ●「居室」をどのように定義するか。 ●現行要件を継続するか。
専門養育家庭			
親族里親			
養子縁組里親			